

# 福祉系高校修学資金

## － 貸付・返還の手引き －

令和6年度版

### 【 書類の提出先及び問い合わせ先 】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会  
山形県福祉人材センター  
〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号  
電話：023-633-7739

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロード  
できます。 山形県福祉人材センター <http://www.ygmt-shakyo.or.jp/jinzai/>

## 目 次

1. 福祉系高校修学資金貸付事業について	1
2. 借入申請から資金交付までの流れ	5
3. 福祉系高校に在学中の手続き	6
4. 福祉系高校を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	7
5. 福祉系高校を卒業後の手続き（返還の場合）	8
6. 手続きに必要な提出書類一覧	9
7. 様式集	13

## 1. 福祉系高校修学資金貸付事業について

### 【概要】

- 1 この資金は山形県における介護福祉士の確保を図るため、「社会福祉士及び介護福祉士法」の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下、「福祉系高校」という。）に在学し、卒業後、山形県内において介護職員等の業務等に従事しようとする方に無利子で貸付ける資金です。
- 2 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、山形県内において3年間引き続き介護職員等（※）の業務に従事した場合は返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

（※）居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所における介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務である者（別表参照）

### （1）貸付事業の根拠

- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱
- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱
- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度運営要領
- ・ 山形県介護職参入促進事業事務取扱要領

### （2）実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

### （3）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 福祉系高校に令和6年4月に入学または在学している方で、卒業後、山形県内において介護職員等の業務に従事しようとする方。
- ② 他の都道府県の本修学資金を借受けていない方。

### （4）貸付期間

貸付期間は福祉系高校に在学する期間です。ただし、正規の修学期間を限度とします。

### （5）貸付内容

貸付金額は、下記の金額を上限とします。

- ① 修学準備金 30,000円（入学時）
- ② 介護実習費 年額 30,000円
- ③ 国家試験受験対策費用 40,000円（卒業時）

④ 就職準備金 200,000 円 (卒業時)

【各貸付金の使用可能用途】

- ①介護実習の際に必要な実習着等、修学に必要な準備経費
  - ②介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等
  - ③福祉系高校以外での介護福祉士国家試験受験対策講座の受講費、参考図書等の購入費用等
  - ④福祉系高校を卒業後、就職する際に必要となる経費等
- ※①～④の貸付金は授業料や入学金に充当することはできません。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は年 3%の延滞利子を徴収します。

(7) 連帯保証人

連帯保証人は 1 名必要です。本事業において連帯保証人は法定代理人（親権者または後見人）とします。

貸付けを希望する方が外国人留学生（在留資格「留学」により入国した留学生）で、やむを得ない理由により個人の連帯保証人を立てられない場合は、県社協にご相談ください。

連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、全ての返還義務を負担していただきます。

(8) 申請手続き

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。貸付けの申請手続きは、在学する福祉系高校を経由して行うことになります。

- ① 福祉系高校修学資金貸付申請書（第 1 号様式）
- ② 福祉系高校の在学証明書
- ③ 福祉系高校長の推薦状（第 2 号様式）
- ④ 住民票謄本（発行後 3 か月以内、本籍記載有、個人番号不要）
- ⑤ 申請者と生計を一にする世帯員の収入を証明する書類（同居祖父母も該当）

ア) 給与所得のみの場合

→ 源泉徴収票または市町村の所得証明書の写し、及び直近の給与支給明細書の写し

イ) 営業所得、農業所得などの給与所得以外の所得がある場合 → 確定申告書の写し

ウ) 年金収入がある場合 → 年金振込通知書または公的年金等の源泉徴収票の写し

- ⑥ 保証人の収入を証明する書類（上記⑤参照）
- ⑦ 返信用封筒及び切手（封筒サイズは角型 2 号。切手は 140 円分）

※貸付けを希望する方が外国人留学生（在留資格「留学」により入国した留学生）で、やむを得ない理由により個人の連帯保証人を立てられない場合は、追加資料を御提出いただきます。

(9) 貸付けの決定

貸付けの可否は、貸付審査会で審査のうえ決定します。貸付決定の場合、県社協会長と借受人との間で貸付に係る契約を締結していただきます。

(10) 資金の交付

貸付金は借用書の提出を確認後、当該年度1年分の貸付金を指定口座に送金します。以降は、毎年、進級後の在学証明書の提出を確認後、1年分の送金を行います。

(11) 貸付けの打切り（貸付契約の解除）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日が属する月の翌月分以降の修学資金の貸付けを打ち切ります。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(12) 貸付けの休止

借受人が、当該福祉系高校を休学又は停学の処分を受け、その期間が年度の全期間に及ぶ場合は、当該年度分の修学資金の貸付けを休止します。

(13) 資金の返還

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① (11) に該当した場合
- ② 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、または県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- ③ 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

返還は、貸付の必要がなくなったときの翌月から開始していただきます。返還金は一括または月賦により、指定された金融機関口座へ送金いただきます。

原則一括による返還となり、山形県内で業務に従事した場合や疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ月賦による返還が可能です。

月賦による返還期間は、修学資金の貸付けを受けた期間内とします。

(14) 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができます。

- ① 借受人が、修学資金の貸付けを中止された後も引き続き当該福祉系高校に在学しているとき。
- ② 借受人が、当該福祉系高校を卒業後さらに大学、専門学校等に進学し修学しているとき。
- ③ 借受人が、当該福祉系高校を卒業後、県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- ④ 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

借受人には、修学資金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて「修学資金返還猶予申請書（第 14 号様式）」を提出していただきます。

#### (15) 返還の免除

次に該当する場合は、修学資金の返還を免除することができます。

- ① 借受人が、当該福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護職員等の業務に就き、引き続き 3 年間その業務に従事したとき。【全額免除】
- ② 借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。【全額又は一部免除】
- ③ 借受人が、貸付けを受けた期間以上、県内で介護職員等の業務に従事したとき。【全額又は一部免除】
- ④ 借受人が死亡し、又は障害、行方不明等により修学資金の返還が困難であると認められるとき。【全額又は一部免除】

借受人には、修学資金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「修学資金返還免除申請書（第 15 号様式）」を提出していただきます。

#### (16) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、介護職員以外の業務（相談業務や障害福祉職員等）に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金を貸付け、福祉系高校修学資金の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行します。

なお、返還や返還の責務の免除の運用は、福祉系高校修学資金貸付事業に準じます。

#### (17) 在学証明書等の提出

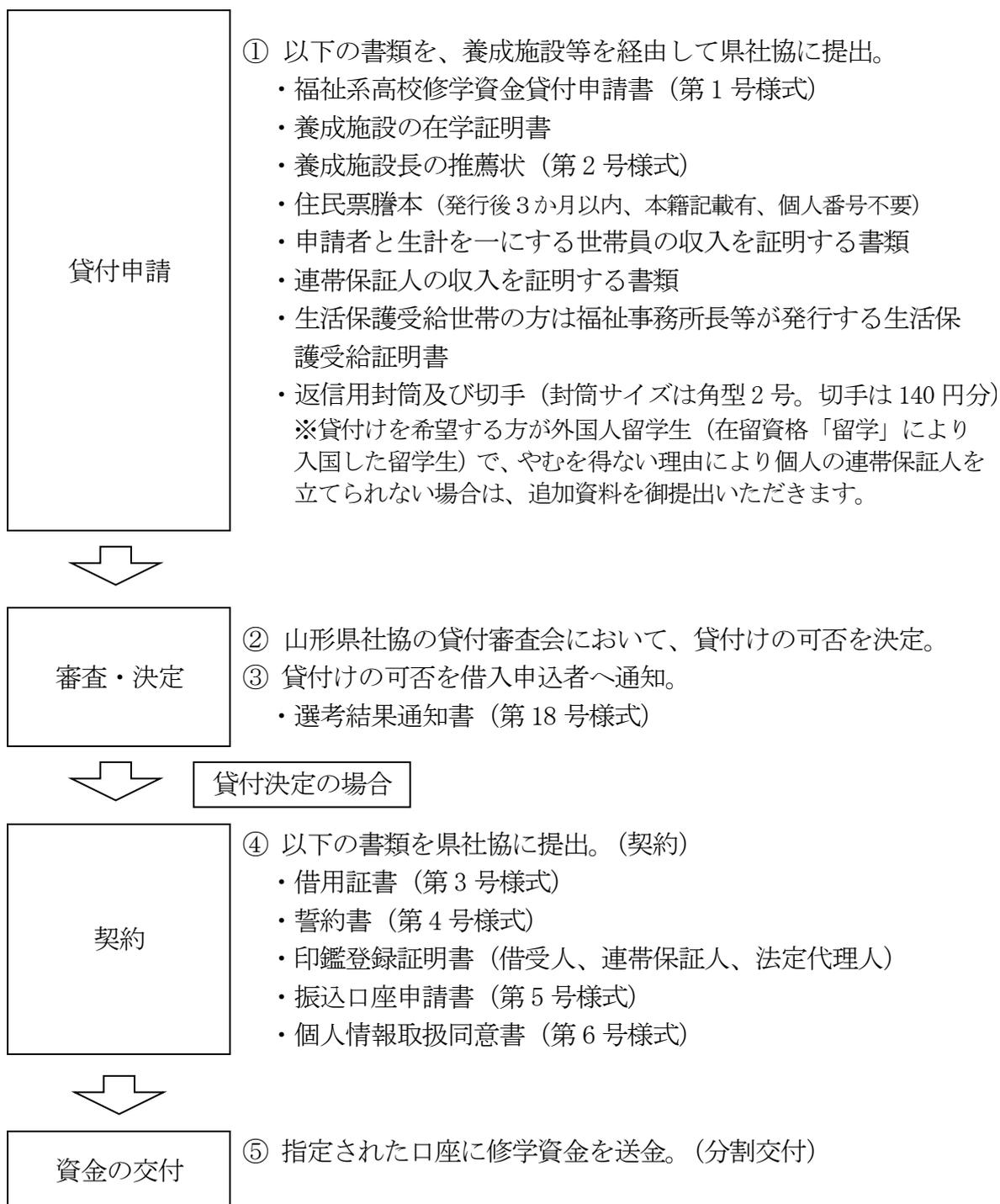
借受人には、当該福祉系高校を進級した場合、当該日から 1 ヶ月以内に在学証明書及び履修証明書を提出していただきます。

#### (18) 届出義務について

借受人（親族及び連帯保証人）は、次に掲げる事情が生じた場合、県社協が定める必要な書類を県社協会長に提出する必要があります。

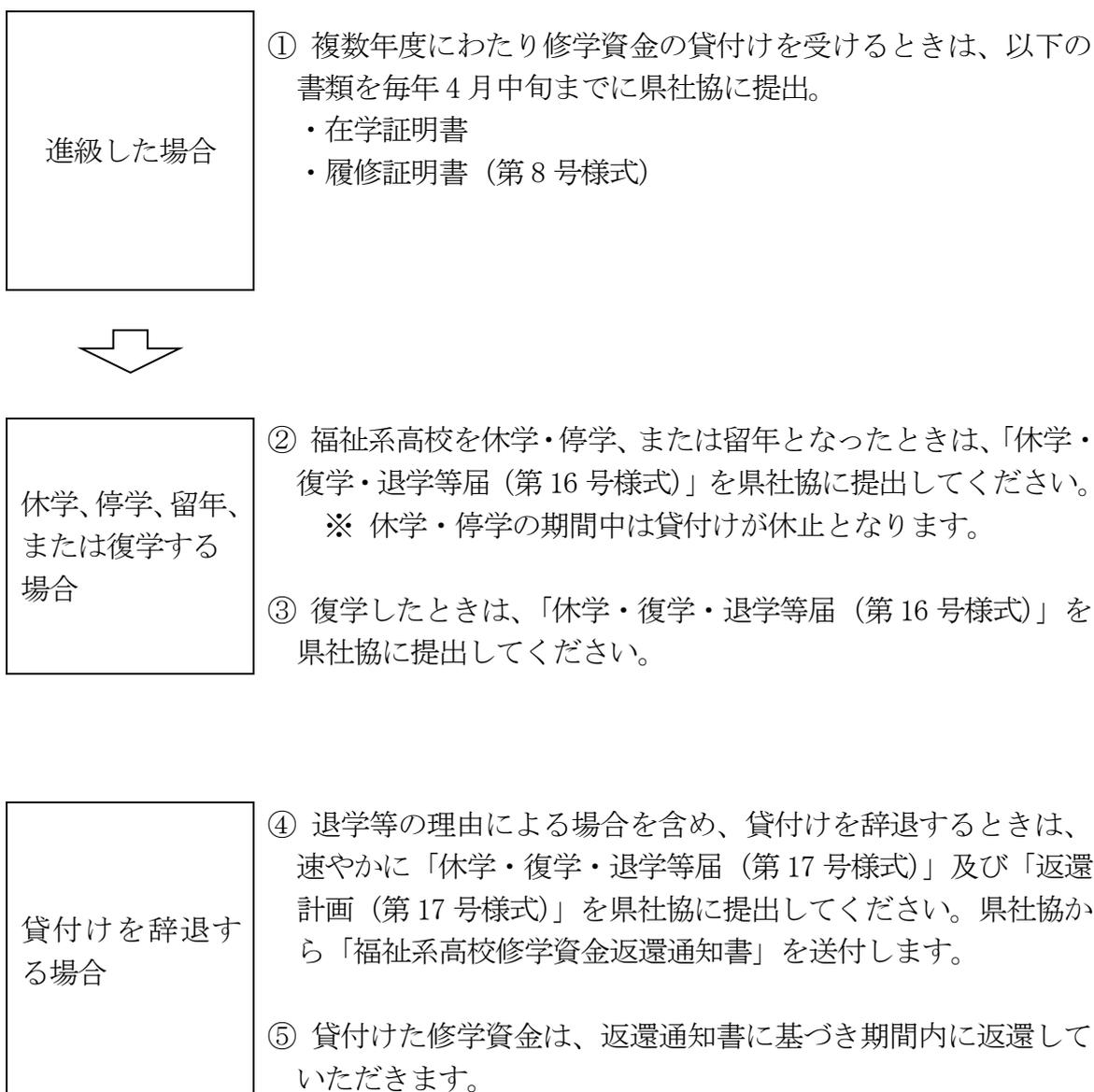
- ① 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき。
- ② 借受人が休学、復学、転学、退学したとき。
- ③ 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- ④ 借受人が留年したとき。
- ⑤ 修学資金の貸付けを辞退するとき。
- ⑥ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- ⑦ 借受人が本県において介護職員等の業務に従事したとき。
- ⑧ 借受人が業務従事先を変更したとき。

## 2. 借入申請から資金交付までの流れ



※ 在学中、進級した場合は「在学証明書」及び「履修証明書（第8号様式）」を県社協へ提出。

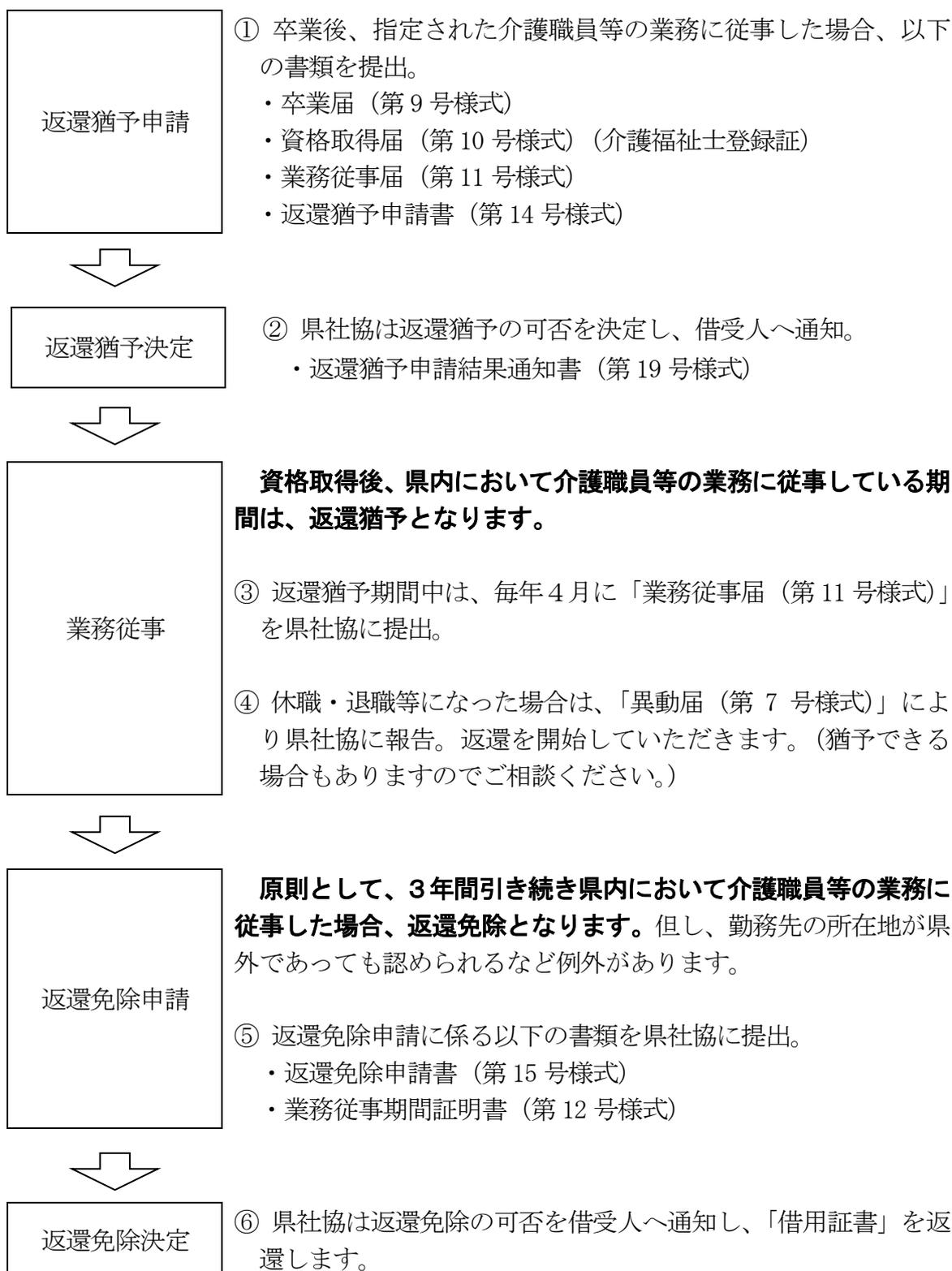
### 3. 福祉系高校に在学中の手続き



※ 返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求し、返還していただきます。

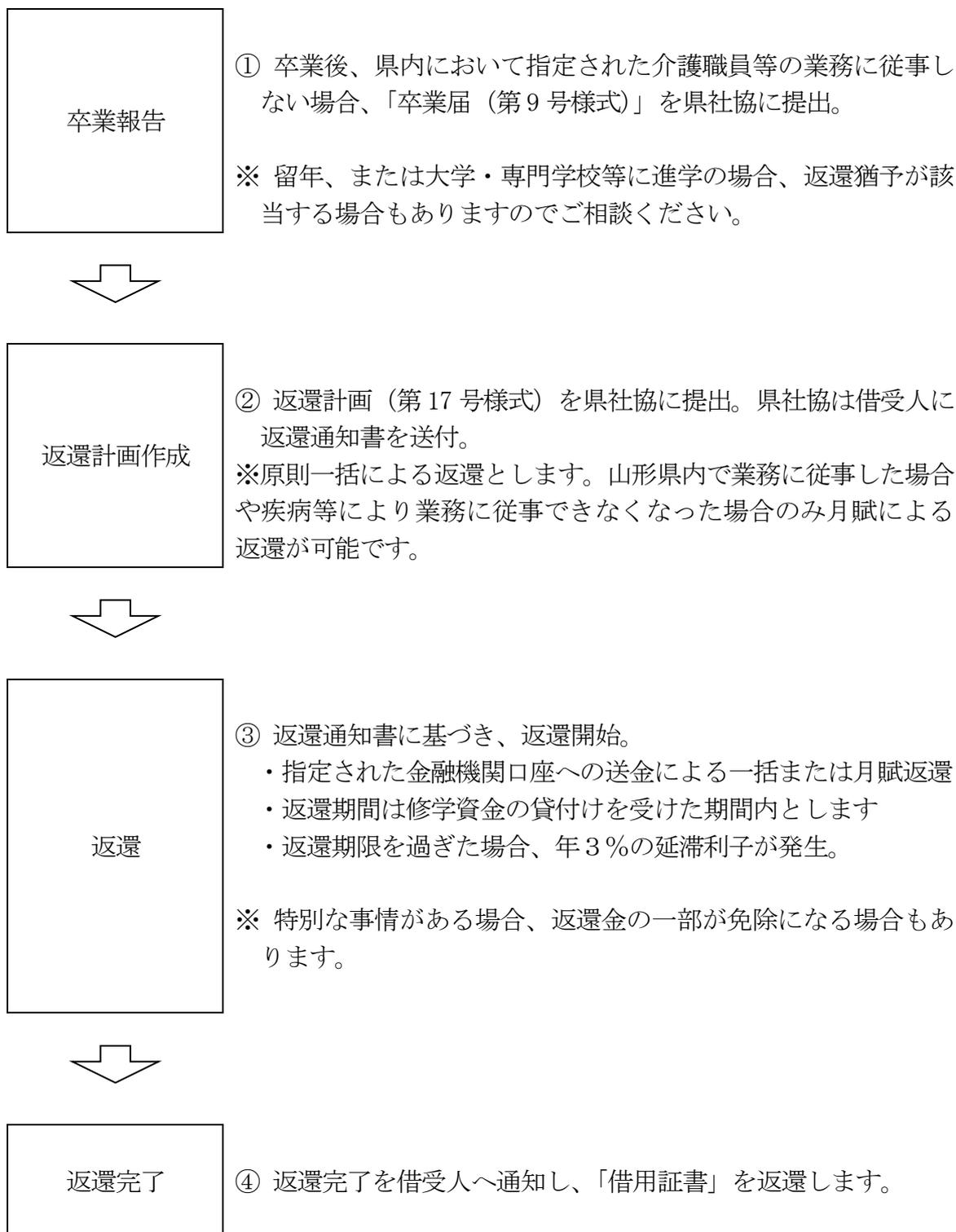
#### 4. 福祉系高校を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

◎当該福祉系高校を卒業（資格取得）し、1年以内に県内において介護職員等の業務に従事した場合には返還の猶予、さらには指定した期間以上その業務に従事した場合には貸付けた修学資金の返還を免除することができます。



## 5. 福祉系高校を卒業後の手続き（返還の場合）

### ◎当該福祉系高校を卒業後1年以内に、県内において介護職員等の業務に従事しない場合



## 6. 手続きに必要な提出書類一覧

### 【在学中】

#### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付けを申請するとき	貸付申請書	様式 1	その他、必要書類を添付してください。
	在学証明書		
	住民票謄本		
	推薦状	様式 2	
貸付けが決定したとき	借用証書	様式 3	貸付審査後、県社協は貸付けの可否を申請者に通知します。
	誓約書	様式 4	
	印鑑証明書（借受人、連帯保証人（法定代理人））		
	振込口座申請書	様式 5	
	個人情報取扱同意書	様式 6	
複数年度にまたがる貸付けを受けるとき	在学証明書		進級した際、4月中旬までに県社協へ提出。
	履修証明書	様式 8	

#### (2) 貸付けの決定後、変更がある場合、または貸付けが解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
福祉系高校に修学している者及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 7	
休学・転学・停学等	休学・復学・退学等届	様式 16	貸付けを停止します。
留年したとき			理由により貸付期間を延長します。
復学したとき			貸付けを再開します。
退学したとき	休学・復学・退学等届	様式 16	返還開始通知を送付しますので、返還計画に基づき返還を開始していただきます。
貸付けを辞退するとき 貸付解除となったとき	返還計画	様式 17	
死亡したとき	異動届	様式 7	死亡診断書等、事実を確認できる書類添付。
	返還計画	様式 17	

### 【卒業後】

#### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業するとき	卒業届	様式 9	
借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 7	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
介護職員等の業務に従事したとき（しているとき）	資格取得届	様式 10	登録証の写しを添付。
	業務従事届	様式 11	返還猶予期間中は毎年4月に提出。
	返還猶予申請書	様式 14	
在学中のとき、他の養成施設等へ進学したとき、就職活動中（卒業後1年以内）のとき	在学証明書		他の養成施設等への進学とは、大学・専門学校等へ進学した場合は。
	返還猶予申請書	様式 14	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 14	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士の資格取得ができなかったとき	返還猶予申請書	様式 14	次回の国家試験の受験意思が確認できれば猶予される場合があります。
	国家試験受験意思確認書	様式 21	

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	業務従事先変更届	様式 13	
	業務従事期間証明書	様式 12	
特別な事由による退職・離職等、業務に従事しなくなったとき（一部免除の申請をするとき）	返還免除申請書	様式 15	貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事した場合、返還義務の一部が免除になる場合があります。（自己都合で退職する場合を除く）
	異動届	様式 7	
	業務従事期間証明書	様式 12	
貸付条件に定める業務に一定期間以上勤務したとき（返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 15	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事期間証明書	様式 12	

(4) 返還に至った場合、提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	返還計画	様式 17	

別表

1. 福祉系高校修学資金の返還債務の免除に係る対象業務（介護職員等の業務）

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所における介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務である者

施設・事業所	職種
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・指定通所介護（指定療養通所介護を含む）</li> <li>・指定地域密着型通所介護</li> <li>・指定介護予防通所介護</li> <li>・第1号通所事業</li> <li>・指定認知症対応型通所介護</li> <li>・指定介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・指定短期入所生活介護</li> <li>・指定介護予防短期入所生活介護</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・指定介護老人福祉施設</li> <li>・指定地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・指定小規模多機能型居宅介護</li> <li>・指定介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）</li> <li>・指定訪問入浴介護</li> <li>・指定介護予防訪問入浴介護</li> <li>・指定認知症対応型共同生活介護</li> <li>・指定介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・指定通所リハビリテーション</li> <li>・指定介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・指定短期入所療養介護</li> </ul>	<p>介護職員、介護従事者、介助員、支援員（養護老人ホームのみ）など主たる業務が介護等の業務である者</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護予防短期入所療養介護</li> <li>・指定特定施設入居者生活介護</li> <li>・指定介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・指定地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定訪問介護</li> <li>・指定介護予防訪問介護</li> <li>・第1号訪問事業</li> <li>・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・指定夜間対応型訪問介護</li> </ul>	訪問介護員、ホームヘルパー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定訪問看護</li> <li>・指定介護予防訪問看護</li> </ul>	看護補助者、看護助手など主たる業務が介護等の業務である者

## 2. 福祉系高校修学資金返還充当資金の返還債務の免除に係る対象業務

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から、介護職員等の業務を除いた範囲の業務

（例）相談業務、病院での看護助手、障害福祉施設での介護職員など

## 様式集

第1号様式	福祉系高校修学資金 貸付申請書
第2号様式	福祉系高校修学資金 推薦状
第3号様式	福祉系高校修学資金 借用証書
第4号様式	福祉系高校修学資金 誓約書
第5号様式	福祉系高校修学資金 振込口座（申込・変更）申請書
第6号様式	社会福祉法人山形県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付及び 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付に伴う個人情報取扱（同意書）
第7号様式	福祉系高校修学資金 異動届
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 異動届
第8号様式	福祉系高校修学資金 履修証明書
第9号様式	福祉系高校修学資金 卒業届
第10号様式	福祉系高校修学資金 資格取得届
第11号様式	福祉系高校修学資金 業務従事届
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 業務従事届
第12号様式	福祉系高校修学資金 業務従事期間証明書
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 業務従事期間証明書
第13号様式	福祉系高校修学資金 業務従事先変更届
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 業務従事先変更届
第14号様式	福祉系高校修学資金 返還猶予申請書
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 返還猶予申請書
第15号様式	福祉系高校修学資金 返還免除申請書
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 返還免除申請書
第16号様式	福祉系高校修学資金 休学・復学・退学等届
第17号様式	福祉系高校修学資金 返還計画
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 返還計画
第18号様式	福祉系高校修学資金 選考結果通知書（承認・不承認）
第19号様式	福祉系高校修学資金 返還猶予申請結果通知書
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 返還猶予申請結果通知書
第20号様式	福祉系高校修学資金 返還免除申請結果通知書
- 2様式	福祉系高校返還充当資金 返還免除申請結果通知書
第21号様式	国家試験受験意思確認書

---

## 連 絡 先

---

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会  
(担当：山形県福祉人材センター)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号

TEL：023-633-7739 / FAX：023-633-7730

---